

高知市上下水道局「週休2日制モデル工事」試行要領（令和6年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

令和7年3月1日

高知市上下水道局「週休2日制モデル工事」**実施(旧試行)**要領(営繕工事編)の一部を改正する要領

改正前	改正後
<p>高知市上下水道局「週休2日制モデル工事」試行要領(営繕工事編) (趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、改正品確法の趣旨に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組みとして、高知市上下水道局が発注する営繕工事（建築物の新築、増築、改築、修繕、模様替、その他準ずるもの）において、「週休2日制モデル工事」（以下、「モデル工事」という。）を試行するにあたり必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象工事)</p> <p>第2条 モデル工事は次に掲げる工事のいずれかを対象とする。ただし、現場施工日数が休工日を含め30日未満の工事、工期や作業工程に制約がある工事又は社会的要請等により早期の工事完成が必要な工事（緊急応急工事を含む）については対象外とする。</p> <p>(1) 発注者指定型</p> <p>発注者がモデル工事の実施を指定する工事。なお、請負対象金額5,000万円以上（第6条に規定する経費補正前の額とする。）の工事については、原則、発注者指定型の対象とする。</p> <p>(2) 受注者希望型</p> <p>受注者がモデル工事の実施を希望する工事（第5条第1項に規定する特記仕様書の記載がない場合であって、工事着手前に受注者からモデル工事について協議があり、適当と認めた場合を含む。）</p>	<p>高知市上下水道局「週休2日制モデル工事」実施要領(営繕工事編) (趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、改正品確法の趣旨に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組として、高知市上下水道局が発注する営繕工事（建築物の新築、増築、改築、修繕、模様替、その他これらに準ずるもの）において、現場閉所により4週8休を現場の休工日の基本とする「週休2日制モデル工事」を実施するにあたり必要な事項を定める。</p> <p>(対象工事)</p> <p>第2条 対象工事は高知市上下水道局が発注する次に掲げる営繕工事のいずれかとする。ただし、現場施工日数が7日未満の工事、工期や作業工程に制約がある工事又は社会的要請等により早期の工事完成が必要な工事（緊急応急工事を含む）については対象外とする。</p> <p>(1) 発注者指定型</p> <p>発注者が週休2日制モデル工事の実施を指定する工事。なお、請負対象金額2,500万円以上（第6条に規定する経費補正前の額とする。）の工事については、原則、発注者指定型の対象とする。</p> <p>(2) 受注者希望型</p> <p>受注者が週休2日制モデル工事の実施を希望する工事（第5条第1項に規定する特記仕様書の記載がない場合であって、工事着手前に受注者から週休2日制モデル工事について協議があり、適当と認めた場合を含む。）</p>

改正前	改正後
<p>(対象期間)</p> <p>第3条 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とする。ただし、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。</p> <p>(休工日の確保)</p> <p>第4条 受注者は、モデル工事を実施している期間中の休工日は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除く全ての作業を中断し、現場を閉所するものとする。</p> <p>2 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休工日に作業する場合は、休工日を振り替えるものとし、その場合の4週8休（受注者希望型においては4週6休及び4週7休を含む。）もモデル工事として認めるものとする。</p> <p>3 降雨、降雪等で作業予定日を休工日とする場合は、休工日を振り替えるものとし、その場合の4週8休（受注者希望型においては4週6休及び4週7休を含む。）もモデル工事として認めるものとする。</p> <p>4 休工日は、分離発注の場合において、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態を含む。</p>	<p>(対象期間)</p> <p>第3条 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とする。ただし、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。</p> <p>(休工日の確保)</p> <p>第4条 受注者は、週休2日制モデル工事を実施している期間中の休工日は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除く全ての作業を中断し、現場を閉所するものとする。</p> <p>2 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休工日に作業する場合は、休工日を振り替えるものとし、その場合も週休2日制モデル工事として認めるものとする。</p> <p>3 降雨、降雪等で作業予定日を休工日とする場合は、休工日を振り替えるものとし、その場合も週休2日制モデル工事として認めるものとする。</p> <p>4 分離発注の場合の休工日は、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。</p>

改正前	改正後
<p>(実施方法)</p> <p>第5条 発注者は、モデル工事の実施にあたって、特記仕様書にモデル工事の対象である旨を明示（別紙1参照）し、工期については、公共建築工事における工期設定の基本的な考え方等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。</p> <p>2 受注者希望型の実施を希望する受注者は、契約後速やかに「工事条件変更等確認要求書」（別紙2参照）により発注者に確認の請求を行い、発注者は、確認した結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>なお、モデル工事を実施しない場合においても、前項で設定した工期は変更しないものとする。</p> <p>3 受注者は、施工計画書の提出時にモデル工事に対応した工程表を作成し、監督職員と協議するものとする。</p> <p>4 受注者は、モデル工事である旨を、工事看板等で工事現場に掲示するものとする。（別紙3参照）</p> <p>5 受注者は、下請企業を含む現場の全ての労働者に対して、休工日には事務作業や他現場で作業を行わないよう要請するものとする。</p> <p>6 受注者は、第4条第2項の規定により、休工日に作業を行う場合は、事前にその理由を発注者に書面（又は電子メール）で提出するものとする。</p> <p>7 受注者は、第4条第3項の規定により、作業予定日を休工日とする場合は、事前に書面（又は電子メール）により発注者に報告するものとする。</p> <p>8 受注者は、休工日を確保したことが確認できるように工事日誌等に休工日を記載し、発注者に提出するものとする。</p> <p>9 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日に作業が発生するような指示等を行わないものとする。</p>	<p>(実施方法)</p> <p>第5条 発注者は、週休2日制モデル工事の実施にあたって、特記仕様書に週休2日制モデル工事の対象である旨を明示（別紙1参照）し、工期については、公共建築工事における工期設定の基本的な考え方等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう適正な工期を設定する。</p> <p>2 受注者希望型の実施を希望する受注者は、契約後速やかに「工事条件変更等確認要求書」（別紙2参照）により発注者に確認の請求を行い、発注者は、確認した結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>なお、週休2日制モデル工事を実施しない場合においても、前項で設定した工期は変更しないものとする。</p> <p>3 受注者は、施工計画書の提出時に週休2日制モデル工事に対応した工程表を作成し、監督職員と協議するものとする。</p> <p>4 受注者は、週休2日制モデル工事である旨を、工事看板等で工事現場に掲示するものとする。（別紙3参照）</p> <p>5 受注者は、下請企業を含む現場の全ての労働者に対して、休工日には事務作業や他現場で作業を行わないよう要請するものとする。</p> <p>6 受注者は、第4条第2項の規定により、休工日に作業を行う場合は、事前にその理由を発注者に書面（電子メールを含む）で提出するものとする。</p> <p>7 受注者は、第4条第3項の規定により、作業予定日を休工日とする場合は、事前に書面（電子メールを含む）により発注者に報告するものとする。</p> <p>8 受注者は、休工日を確保したことが確認できるように工事日誌等に休工日を記載し、発注者に提出するものとする。</p> <p>9 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日に作業が発生するような指示等を行わないものとする。</p>

改正前	改正後
<p>(労務費の負担)</p> <p>第6条 発注者指定型にあつては、別紙4に掲げる4週8休の補正を行った上で発注するものとし、施工後に現場閉所率の状況を確認し、4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。</p> <p>2 受注者希望型にあつては、施工後、現場閉所率に応じ、別紙4に掲げる補正分を増額して変更契約を行うものとする。ただし、工事着手前にモデル工事に係る協議が整わなかったものは、対象としない。</p> <p>なお、祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）を休工日とした場合は、現場閉所率に含めるものとする。</p> <p>(工事成績評定)</p> <p>第7条 モデル工事のうち4週8休を達成した工事については、「創意工夫」の「その他」項目で加点評価する。なお、達成できなかった場合であっても減点を行わない。</p> <p>2 発注者指定型において4週8休が達成されなかった工事、及び受注者希望型において4週6休、4週7休又は4週8休が達成されなかった工事の「工程管理」に関する評価項目は、工期設定を週休2日制モデル工事（4週8休）が適用できる工事日数としていることを踏まえて評価するものとする。</p> <p>(アンケート調査等)</p> <p>第8条 発注者がモデル工事に関するアンケート調査やヒアリングを実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後であっても同様とする。</p>	<p>(経費の負担)</p> <p>第6条 発注者指定型にあつては、別紙4に掲げる月単位の4週8休の補正を行った上で発注するものとし、施工後に達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は、その達成状況に応じて請負代金額のうち当該補正分を減額して変更契約を行うものとする。</p> <p>2 受注者希望型にあつては、施工後の達成状況に応じ、別紙4に掲げる補正分を増額して変更契約を行うものとする。ただし、工事着手前に週休2日制モデル工事に係る協議が整わなかったものは、対象としない。</p> <p>3 祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）を休工日とした場合は、現場閉所率に含めるものとする。</p> <p>(工事成績評定)</p> <p>第7条 対象工事のうち通期又は月単位の4週8休を達成した工事については、「創意工夫」の「その他」項目で加点評価する。なお、達成できなかった場合であっても減点を行わない。</p> <p>(アンケート調査等)</p> <p>第8条 発注者が対象工事に関するアンケート調査やヒアリングを実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後であっても同様とする。</p>

(その他)

第9条 **モデル**工事の実施にあたって、本要領に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以降に積算を行う工事に適用する。

(その他)

第9条 **対象**工事の実施にあたって、本要領に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以降に積算を行う工事に適用する。

附則

この要領は、令和7年3月1日から施行し、令和7年4月1日以後に公告を行う一般競入札又は指名通知を行う工事から適用する。